

議題2（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

平成28年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

標記における「取組みの重点」について、別紙のとおり決定する。

平成27年12月18日

大阪府教育委員会

<参考>

〔趣旨〕

- 1 府立学校の校長及び准校長が平成28年度学校経営計画を作成するに当たり、府立学校の運営の指針となるべき事項として、平成28年度に重点的に取り組むことを定め、周知徹底を図るもの。
- 2 市町村教育委員会に対する指導・助言の基本方針として、平成28年度に重点的に取り組むことを定め、周知徹底を図るもの。

〔根拠規程〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

大阪府立学校条例

（学校運営に関する指針）

第五条 大阪府教育委員会は、基本計画(大阪府教育行政基本条例第三条に規定する基本計画をいう。)を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。

大阪府教育行政基本条例

(市町村教育委員会に対する指導等)

第八条

- 2 委員会は、基本計画を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。

平成28年度

府立学校に対する指示事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

(案)

大阪府教育委員会

■平成28年度の実施要領の重点

重点1 公私立の切磋琢磨による高校の教育力の向上

一 支援学校を含めた公立学校の教育力の向上 一

(1) 【「確かな学力」の育成】

学習指導要領等に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成に努めるとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実を図ることが必要である。

ア 生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた、特色ある教育課程の編成に努めること。

イ 社会の変化やニーズに対応した教育内容の充実を図り、学校の特色づくり、魅力づくりを進めること。

「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成25年4月1日 文部科学省）
「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」
(平成26年1月28日)

(2) 【グローバル人材の育成】

これからの国際社会で通用する人材を育成するため、伝統や文化に対する理解はもとより、文化や習慣の違いを尊重する精神を育むとともに、コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、論理的思考力や探究力を育成することが必要である。

ア 国際的共通語として中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力の育成を図ること。その際、授業に言語活動を積極的に取り入れたり、資格取得を進めることなどに取り組むとともに、生徒の海外研修や国際交流の受入れを積極的に行い、生徒に国際的な視野を育むよう努めること。

イ 仮説を立てて計画的に観察・実験を行い、その結果を整理し考察する学習活動や、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動、探究的な学習活動等を取り入れるなど、理数教育の充実を図り、科学的な見方、考え方、表現力等を育成すること。

(3) 【授業の質の向上】

授業は学校の教育活動の中心をなすものであり、生徒にとって「魅力的な授業」「わかる授業」を実現するためには、指導と評価の一体化を通じて学習指導の在り方を見直すことや、生徒等による授業アンケートを踏まえて授業を改善することが必要である。

ア 各学校においては、生徒等による授業アンケートを活用し、PDCAサイクルを踏まえた授業改善システムの確立を更に進めること。

イ 各教員が主体的に授業を研究し、授業形態の工夫やICT機器の積極的な活用等、授業改善を図るとともに、学校として組織的に授業の質の向上に向けた取組みを進めること。

ウ 英語の授業においては、各学校が「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を設定し、生徒が身に付ける能力を明確化することで、生徒の指導と評価の改善につなげること。また、生徒の英語力の向上に向け、4技能を総合的に育成する授業づくりを進めること。

エ 各学校において、授業規律を確立するため、学校全体で指導方針を統一し、指導の徹底を図ること。

「高等学校授業評価ガイドライン【II】」（平成25年1月）

「各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標設定のための手引き」（平成25年3月文部科学省）

「大阪版 英語 CAN-DO リスト」「CAN-DO リストの作成と活用に向けて」

（大阪府教育センターWeb ページ「教材・資料・指導案」に掲載）

「動画で見る府立高校英語授業実践事例」

（大阪府教育センターWeb ページ「教材・資料・指導案」に平成27年12月中旬以降順次掲載予定）

（4）【学校の教育活動の積極的な情報発信】

平成26年度から全日制普通科の通学区域が府内全域となるなど、中学生の学校選択に関わる環境が変化した。さらに、平成28年度から府立高校においてアドミッションポリシー（求める生徒像）に適う生徒の選抜を導入したことに対応するため、学校の魅力を積極的に情報発信する必要がある。

ア 中学生（支援学校中学部生を含む）、保護者に対して、適切な進路情報を提供できるよう、学校説明会や体験入学等を、中学校と連携して実施すること。

イ 学校説明に当たっては、生徒の興味・関心や適性・進路希望に応じた進路選択ができるよう各学校の特色ある取組みの周知を進めるとともに、積極的に中学校訪問を行うこと。

重点2 障がいのある子どもの自立支援

（5）【「ともに学び、ともに育つ」教育の推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援学級・支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校の通常の学級や高校等での多様な学びの場を用意するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒が、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育を全ての学校において推進することが必要である。

ア 学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ 府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

ア 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、教職員と障がいのある子ども及びその保護者が、互いに理解しあうことを心がけながら、丁寧に話し合い、合理的配慮の合意形成に努めること。

イ 府立高校においては、障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を活用し、校内支援体制を充実するとともに、学校生活や授業で「困り感」を有する生徒の心情に寄り添って、個々の状況やニーズを把握しながら、「わかる」授業づくりに努めること。そのために、関係機関や支援学校等の助言又は援助を活用しながら「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用すること。

ウ 府立支援学校においては、幼児・児童・生徒に対する適切な指導・支援を図るため、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じて「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用の充実を図るとともに、校内体制づくりや地域との連携を一層進め、地域支援室の設置等、相談体制の整備に努めるなど、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。

エ 医療的ケアが必要な子どもが、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、校内体制を整備すること。とりわけ、高度な医療的ケアが必要な子どもが在籍する学校においては、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるように、校内体制のさらなる充実を図ること。

「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日 文部科学省)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日 施行)

「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について(府立学校教職員 研修用資料)」(平成27年10月)

(7) 【自己実現や社会参加を促進する教育の充実】

卒業後の自立と社会参加をめざし、幼児・児童・生徒の障がいの状況、地域や学校の実態等を考慮しつつ、一人ひとりのニーズに応じたキャリア教育の充実を図ることが必要である。

ア 障がいのある生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、各教科の学習のほか、特にインターンシップや職場見学等の体験学習の充実を努め、早い段階から、計画的・総合的に進めること。

イ 進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するなど、進路指導を充実するとともに、「個別的教育支援計画」を踏まえた関係機関との連携を在学中から促進すること。

ウ 府立支援学校においては、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、社会のニーズや大阪の産業特性を踏まえ、職業コースや地域・企業と連携した教育課程の編成等、就労や社会参加につながるキャリア教育の一層の充実を図ること。

「これからの大阪の教育がめざす方向について」（平成20年7月大阪府学校教育審議会答申）

重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

(8) 【キャリア教育の充実】

生徒が夢や志を持って自己の可能性を伸ばし、より良い社会を創っていかうとする態度を育むとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めることが必要である。

ア 今般の経済状況の影響を受けて、進路をめぐる環境が大きく変化する中で、働くことの意義を見い出せない若者や進学・就職の希望がかなえられない若者が増加している状況を踏まえ、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択し、将来、社会人・職業人として、また納税者として自立できるよう、キャリア教育を学校の教育計画に位置付けること。

イ 規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図るなど、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な指導を行うとともに、正規雇用をめざす意識の醸成と就職支援が行えるよう、進路指導体制を整えること。

ウ 実践的な職業教育を通じて資質や能力を高めるよう努めること。

「キャリア教育を推進するために」（平成17年4月）

「16才からの“シューカツ”教本」（平成23年3月）

(9) 【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。

ア 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。

イ 児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

ウ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。

エ 全ての教職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うよう指導すること。とりわけ、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。

「人権情報ガイド ゆまにてなにな」（平成28年3月改定予定）

「大阪府人権教育推進計画」（平成27年3月）

「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」（平成26年7月）

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年3月）

「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）

「大阪府人権施策推進基本方針」（平成13年3月）

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月）

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成11年3月）

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（平成10年10月）

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改訂）

(10) 【情報リテラシーの育成】

情報通信ネットワークの発展により誰もが自由に情報を収集・発信できる環境が急速に普及した反面、有害情報や悪意のある情報が発信されている。これらの現状を踏まえ、インターネットや携帯電話、スマートフォンの利用等、児童・生徒の活用状況に応じて、情報の取扱いについての基礎的な資質や能力を養うよう指導することが必要である。

ア 情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成に努めること。

イ 携帯電話やスマートフォン、ネット上のいじめ等の課題解決に向け、校内での原則使用禁止をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、携帯電話使用をめぐる危険性を認識し、その対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」（平成24年3月）

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成21年3月）

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」（平成25年3月）

「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」（平成27年8月）

(11) 【中退防止の推進】

府立高校の中退率については、平成21年度に大幅減少して以降、ほぼ横ばいの状態が続いている。全国平均と比較しても高い割合であり、依然として厳しい状況であることを踏まえ、各校の状況に応じた教育活動を推進する必要がある。

ア 各学校における現状分析を踏まえ、府教育委員会が作成した資料や、中退防止フォーラムの発表事例を活用し、中高連携、人間関係づくり、基礎学力の充実の観点から課題克服に向けた教育活動を実践すること。

イ 自らの生き方を考えさせるキャリア教育の推進を図ること。

「中退の未然防止のために」(平成 22 年 3 月)
「中退の未然防止のために 実践事例集」(平成 27 年 5 月)

(12) 【不登校生徒への対応の充実】

府立高校の不登校の割合は全国平均と比較して高く、不登校から留年や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、生徒の状況に応じた教育活動を推進することが必要である。

ア 家庭や出身中学校と連携して生徒の個々の状況を的確に把握し、原因を明らかにすること。

イ 個々の生徒に応じた適切な支援を行うことができるよう校内体制の充実を図ること。その際、臨床心理士等と連携すること。

ウ 必要に応じて、地域、府教育センター及び高等学校適応指導教室等の関係機関や外部機関とも連携しながら、生徒の状況に応じた支援を行うこと。

(13) 【いじめの防止】

「いじめ」は重大な人権侵害事象であることを踏まえ、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ことを十分認識し、未然防止、早期発見・早期解決に取り組むことが必要である。

ア 各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を設置して取組みの実効性を高めること。

イ 未然防止、早期発見が重要であることから、定期的なアンケート調査等を活用するなど、いじめの実態を的確に把握すること。

ウ 「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を踏まえ、認知したいじめに対しては、事実を正確に把握すること。その上で、事象の態様に応じて関係機関とも連携し、保護者の協力を得ながら、校内の組織体制を活用して迅速かつ適切に対応するとともに再発防止に努めること。

「いじめ対応プログラムⅠ」(平成 19 年 6 月)
「いじめ対応プログラムⅡ」(平成 19 年 8 月)
「いじめ対応マニュアル(いじめ対応プログラム補助資料)」(平成 24 年 12 月)
「子どもを守る被害者救済システム」(平成 25 年 6 月改定)
「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年 9 月)
「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月)
「大阪府いじめ防止基本方針」(平成 26 年 4 月)

(14) 【政治的教養をはぐくむ教育の推進】

平成 27 年 6 月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられることとなった。各学校においては、政治的教養や主体的に判断する力を高めるとともに、積極的に政治参加できる意欲や態度をはぐくむ教育の一層の充実を図ることが必要である。

平成28年度の取組みの重点

ア 「政治的教養をはぐくむ教育推進のためのガイドライン（仮称）」に基づき、政治的教養をはぐくむ教育を計画的・組織的に実施すること。

イ 政治に参加する意義や選挙の仕組みを学ばせるとともに、違法な選挙運動を行うことがないよう選挙制度の理解を図り、主体的に判断できる力の育成に努めること。

ウ 実施に当たっては、学校における政治的中立性の確保に努めること。

「公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について（依頼）」

（平成27年7月28日 文部科学省）

高校生向け副教材、教師用指導資料（文部科学省ホームページに掲載）及び通知「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」

（平成27年9月29日 文部科学省）

「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（平成27年10月29日 文部科学省）

「政治的教養をはぐくむ教育推進のためのガイドライン（仮称）」（平成28年3月予定）

(15) 【読書活動の推進】

読書は、表現力を高め、創造力を豊かなものにするなど「生きる力」をはぐくむには必須であり、発達段階に応じた子どもの読書活動の一層の推進が必要である。

ア 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年3月策定予定）の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせの機会や、子どもが読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境の充実を図ること。

第3次大阪府子ども読書活動推進計画（平成28年3月策定予定）

重点4 健やかな体のはぐくみ

(16) 【薬物乱用防止の取組み】

覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むことが必要である。

ア 学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成24年12月1日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

「薬物乱用防止教育の更なる充実について」（平成26年7月31日・教委保第1632号）

重点5 教員の資質向上

(17) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図るとともに、管理職の養成を進める必要がある。

ア 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成するため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。

イ 多くの教職員が退職・採用される状況のもと、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、「OSAKA教職スタンダード」を参考にするなどして、校外研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践すること。これによりOJTを充実させ、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教職員の資質・能力の向上を図ること。

ウ 「10年経験者研修」や「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、学校運営の中核を担うミドルリーダーの育成を図ること。

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（平成20年3月）

「初任者等育成プログラム」（平成26年4月）

「OSAKA教職スタンダード」（平成26年4月）

「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年～27年、28年3月発行予定）

(18) 【体罰防止の取組み】

体罰は、いついかなる場合においても決して許されない行為である。今なお生起する体罰を根絶することが必要である。

ア 府教育委員会が作成した資料を活用した研修を実施するなど、教職員に対して体罰禁止の徹底を図り、学校全体として体罰を許さない意識を醸成するとともに、教職員の指導力の向上に努めること。

イ 校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底すること。

ウ 定期的なアンケート調査等を活用するなど、実態を的確に把握すること。

エ 万一事象が生起した場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

（平成25年3月21日・教委高第3966号）

「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）

「子どもを守る被害者救済システム」（平成27年4月改定）

(19) 【セクシュアル・ハラスメント防止の取組み】

セクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。学校全体で未然防止、早期発見・早期解決に取り組むことが必要である。

ア 教職員は、常に人権意識を持ってあらゆる教育活動に当たるとともに、定期的な研修を実施するなど、教職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止の徹底を図り、学校全体としてセクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。

イ 校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底すること。

ウ 定期的なアンケート調査等を活用するなど、実態を的確に把握すること。

エ 万一事象が生じた場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」
(平成15年3月)
「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」(平成20年3月改訂)
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」(平成21年4月)
「子どもを守る被害者救済システム」(平成25年6月改定)

(20) 【より適正な教職員評価】

教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図るため、より適正な教職員評価を行うことが必要である。

ア 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、授業を行う教員の評価に当たっては、校長は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行い、教員に対する指導育成に努めること。

「教職員の評価・育成システム 手引き」(平成28年3月改定予定)
「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」
(平成28年3月改定予定)

(21) 【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

ア 校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。

イ 府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。

ウ 校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合には、府教育委員会に申請し、十分連携して対応すること。

エ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざしてー「指導が不適切である」教員への支援及び指導の手引きー」
(平成25年3月)

重点6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(22) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

校長は、学校経営に当たり自らの権限と責任のもと、適切なリーダーシップを発揮し、「学校組織運営に関する指針」に基づく学校経営を行うことが必要である。

ア 各学校が策定した「学校経営計画及び学校評価」（以下、「学校経営計画」という。）に基づきPDCAサイクルによる学校経営を推進すること。

イ 当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」に従い教育活動を推進すること。

ウ 「学校経営計画」の進捗状況を定期的に点検するとともに、年度末には重点目標達成のための取組みに対する自己評価を具体的な根拠に基づいて着実にを行い、成果の検証を行うこと。

エ 次年度の「学校経営計画」の策定に当たっては、当該年度の学校評価をしっかりと踏まえて行うこと。

オ 平成27年5月20日付教育長通知に基づき、校内人事を適切に行うこと。

「大阪府立学校条例」（平成24年4月1日施行）
「学校組織運営に関する指針」（平成26年6月3日改訂）
「校内人事の決定について（通知）」（平成27年5月20日・教委高第1559号）

(23) 【入学者選抜の厳正な実施】

平成24年度選抜から平成27年度選抜まで、4年連続でマニュアルを遵守していないこと等が原因の事象が生起している。平成27年度選抜においては、結果的に合否判定の過誤にはつながらなかったが、合否に関わる採点ミスが合格者発表前の点検で発見されている。このような事態を二度と起こさないよう、各学校で選抜事務について点検・改善を行うことが必要である。

ア 平成27年2月に配付した「入学者選抜事務点検マニュアル（第5版）」を遵守し、平成26年度選抜から導入した2系統による採点方法やその他点検の手順等を十分に理解した上で、選抜事務を行うこと。

イ 特に、「指示系統をあらかじめ決定し、役割分担、作業系統を明確にし、原則として決定している分担以外の作業は行わないこと」「電子データやコンピューターの厳重な管理体制を確立すること」「全ての作業について複数名で行い、必ず二度以上の点検を行うこと」を厳守するなど、選抜事務の点検体制を確立すること。

ウ 休憩時間を確保するなど、採点者が集中して作業できる体制を確立すること。

「入学者選抜事務点検マニュアル（第5版）」（平成27年2月）

(24) 【個人情報の適正な管理】

府立学校において、答案の紛失や個人情報の流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、校内の情報管理の体制づくりを行うとともに、教職員の意識を高めることが必要である。

ア 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成27年12月4日決定）に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。

イ 「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」（平成26年4月1日改正）18条に基づき、各学校で作成した個人情報取扱いのガイドラインに従い、個人情報の管理に当たっては、鍵の掛かる場所に保管することや、緊急やむを得ない場合を除き持ち出しを禁止すること等のルールの徹底を図ること。

ウ 万一事象が生じた場合に備えて、連絡・報告の方法を確認し、教職員に周知徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制を整えること。

「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」（平成27年12月4日決定）

「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」（平成26年4月1日改正）

「個人情報の適正な管理等について」

（平成24年6月20日・教委高第1776号／教委施財第1809号）

「個人情報の適正な管理・保管について」（平成16年6月9日・教委学事第1427号）

「統合ICTネットワークへの個人情報データ移行について」

（平成26年7月1日・教委高第1910号）

「個人情報の適正な管理について」（平成27年6月3日・教委高第1653号）

重点7 安全で安心な学びの場づくり

(25) 【生命尊重の取組み】

全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び幼児・児童・生徒が被害者となる事件・事故等、重篤な事象が生起していることから、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取組みを進める必要がある。

ア あらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にすること」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むこと。

イ 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。

(26) 【児童虐待防止の取組み】

児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加しており、大阪においても深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払う必要がある。

ア 関係指針等を教職員へ周知徹底し、早期発見、早期対応に努めること。

イ 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。

「子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～」 (平成23年3月改訂)

(27) 【生徒支援の充実】

全ての生徒が安全で安心な学校生活を送るために、生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、それぞれの生徒に必要な指導・支援を行う必要がある。

ア 定期的にアンケート調査を実施し、生徒の状況把握に努めること。

イ 府立高校においては、入学時に保護者と連携して「高校生活支援カード」を作成し、小・中学校等での指導・支援を引き継ぎ、生徒個々の状況に応じた支援の充実を図ること。

(28) 【防災教育の取組み】

東日本大震災の教訓を踏まえ、学校の実態に応じた、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るための取組みが必要である。

ア 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を行うなど、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、高校生においては支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るとともに、危機管理マニュアルの見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

「平成27年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び報告について」
(平成27年7月23日・教委高第2009号)
「『大阪府津波浸水想定』の設定について」(平成25年8月27日・教委保第1831号)
「学校における防災教育の手引き(改訂版)」(平成26年3月)
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」
(平成25年3月文部科学省)
「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月文部科学省)

(29) **【学校の体育活動中の事故防止の取組み】**

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止に万全を期することが必要である。

ア 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

(30) **【家庭教育支援の充実】**

家庭教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての児童・生徒や保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。

ア 児童・生徒に対する、学校の授業等を通じた親学習や、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上を図るための保護者に対する親学習の実施に努めること。

平成28年度

市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

(案)

大阪府教育委員会

重点1 小中学校の教育力の充実

(1) 【学習指導要領の確実な実施】

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが重要である。

ア 地域や学校、児童・生徒の実態等を十分考慮し、学校の教育目標を設定するよう指導すること。

イ 設定した目標の実現をめざして、適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施するよう指導すること。

(2) 【学力向上の実施計画の充実】

学力・学習状況調査等の結果を分析し、引き続き「確かな学力」の育成に取り組むことが重要である。

ア 確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現できるよう指導計画を立て、学力や学習状況に関する調査の結果を活用するなど、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握し、その成果と課題に即した取組みを着実に進めることで、PDCAサイクルを確実に機能させるよう指導すること。その際、校内会議や研修等を計画的に開催するなど、組織体制を有効に機能させるよう指導すること。

イ 学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実するとともに、落ち着いた学習環境の醸成に向け、学校全体で学習規律の確立に努めるよう指導すること。

ウ 府教育委員会が提供している学習教材の活用や、10分程度の短い時間（モジュール）を活用した反復学習等にも積極的に取り組むよう指導すること。

「単元確認プリント」（平成26年）「力だめしプリント」（平成22～26年）

「校内研究の葉」（平成25年3月）

「大阪の授業 STANDARD」（平成24年5月）

DVD「確かな学力をはぐくむ1. 2. 3」（平成21.22.23年3月）

「学習指導ツール」（平成20.21.22年）

リーフレット「学びを創る10のアイデア」（平成21年3月）

「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 part 1～3」（平成20年12月）

「反復学習メソッド」（平成20年）

(3) 【学習評価の改善】

学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、学習指導の在り方を見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善につなげることが必要である。

ア 各学校・市町村等で適切な評価規準の作成や学習評価に関わる研修の実施等の取組みを進めるよう指導すること。

イ 特に中学校では、大阪府公立高等学校入学者選抜制度の調査書の変更に伴い、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の説明責任がより求められることを踏まえ、府作成の資料や、学力調査等の客観的な結果も活用し、学習評価の妥当性・信頼性を高める取組みを行うよう指導すること。また、評価活動について、組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。

「中学校における学習評価に関する参考資料」（平成25年7月）

(4) 【英語教育の充実】

義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすことが重要である。

ア 中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効果的な研修に努め、英語教育の充実を図るよう指導すること。

イ 小学校の外国語活動では、綴り字と音の関連に関する指導方法（フォニックス等）を取り入れるなど、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動を更に充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するよう指導すること。

ウ 中学校の外国語（英語）では、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、学んだ英語を実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力の基礎を養うよう指導すること。

「大阪版英語学習 DVD 教材 DREAM」（平成27年12月）

「英語を使うなにわっ子」育成プログラム（平成25年8月）

(5) 【情報活用能力の育成】

情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及する中、児童・生徒の情報活用能力を育むことが必要である。

ア 目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を収集・判断・処理する等の能力を高める授業や、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善するための方法等の理解を深める授業を展開するよう指導すること。

イ 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、情報モラルの育成に努めるよう指導すること。

重点2 障がいのある子どもの自立支援

(6) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、支援教育の推進に当たっては、全ての学校において、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させることが必要である。

ア 「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。

イ 全ての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

(7) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

発達障がいを含む障がいのある全ての子ども一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

ア 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。

イ 支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を全教職員の共通理解のもと、学校全体で充実していくこと。

ウ 「個別の教育支援計画」の作成と活用を促進し、一貫した支援を行うため、確実な引継ぎを進めること。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）

「特別支援教育の推進について」（平成19年4月）文部科学省

重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

(8) 【心の教育の充実】

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実と児童・生徒の主体的な活動への支援を図ることが必要である。

ア 人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取組みを進めるよう指導すること。取組みに当たっては、他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。

イ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めるよう指導すること。

ウ 「特別の教科 道徳」の全面実施に向けた取組みを進めるよう指導・助言すること。

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について」（平成27年3月）文部科学省

(9) 【キャリア教育の推進】

児童・生徒が目標を持ち、志を立て、より良い社会を創っていかこうとする態度を養うとともに、自己の可能性を伸ばし、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努めることが重要である。

ア 児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うよう指導すること。

「大阪府キャリア教育プログラム」（平成23年3月）

「夢や志をはぐくむ教育」（平成22.23年3月）

(10) 【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、人権教育を計画的・総合的に推進することが必要である。

ア 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。

イ 児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

ウ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、各学校が、関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう指導すること。

エ 全ての教職員が自らの人権意識を絶えず見つめ直しつつ、教育活動を行うよう指導すること。とりわけ、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の成果を継承できるよう研修に努めること。

「人権情報ガイド ゆまにてなにわ」（平成28年3月改定予定）

「大阪府人権教育推進計画」（平成27年3月）

「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」（平成26年7月）

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月）法務省

「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」
（平成20年3月）文部科学省

「大阪府人権教育推進計画」（平成17年3月）

「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成14年12月）

「大阪府人権施策推進基本方針」（平成13年3月）

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月）

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成11年3月）

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（平成10年10月）

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成10年3月一部改訂）

(11) 【読書活動の推進】

読書は、感性を磨き、表現力を高めるなど「生きる力」を育むには重要であり、子どもの発達段階に応じた読書活動を一層推進することは必要である。

ア 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせの機会や、子どもが読みたいと思う魅力的な本と出合う機会の拡大に努め、発達段階に応じた読書環境の充実を図ること。

イ 学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置促進に努めるなど、さらなる学校図書館の機能強化を図ること。

「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成28年3月策定予定）

「学校図書館法の一部を改正する法律」（平成26年6月）

(12) 【いじめの防止】

いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で取り組む必要がある。

ア 「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応するよう指導すること。また、再発防止に努めるよう指導すること。

イ 深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育委員会へ速やかに報告すること。各学校に対しては、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、毅然とした対応を行うとともに、関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携を行うなど組織的な対応を図るよう指導すること。

ウ 障がいのある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、人権教育を基盤として、障がい者理解教育、支援教育等の活動が、障がいのある児童・生徒をはじめ、全ての児童・生徒の信頼関係を育む取組みとなっているか点検するよう指導すること。

エ 相談窓口の設置等、児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図るとともに、児童・生徒自らいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワメント）と集団づくりに努めるよう指導すること。

オ 近年、増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うよう指導するとともに、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月）文部科学省
「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）
「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成25年8月）
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」（平成25年3月）
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）
「いじめ防止指針」（平成18年3月）

(13) 【問題行動への対応】

いじめや暴力行為等問題行動の予防・解決に向けては、全ての児童・生徒に対し、きまりを守る等の規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質を高める指導を行うこと。また、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、加害者への早期の指導や被害の拡大の未然防止等の対応を図ることが必要である。

ア 全教職員が児童・生徒との信頼関係を築くとともに、一致協力した生徒指導体制のもと、児童・生徒の自己指導能力の育成を図る取組みを進めるよう指導すること。

イ 児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局や地域人材との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取組みを進めるよう指導すること。

ウ 暴力行為の減少には、毅然とした生徒指導を行うとともに、児童・生徒の規範意識の向上を図る取組みや、状況に応じて、校種間や関係機関等とのネットワークのもと、専門家や地域人材等外部人材の活用によるチーム支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。

「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成25年8月）
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）

(14) 【不登校児童・生徒への支援】

不登校が長期化している児童・生徒への支援とともに、特に中学校1年生で増加する不登校を未然に防止する必要がある。

ア 不登校対策については、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラー等を活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を推進するよう指導すること。とりわけ、中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒の主体的な進路選択への支援に努めるよう指導すること。

イ 児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等との連携を図るよう指導すること。

(15) 【国旗・国歌の指導】

入学式・卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなる必要がある。

ア 学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。

イ 教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するよう指導すること。

「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」
(平成23年6月)

重点4 健やかな体のはぐくみ

(16) 【薬物乱用防止の取組み】

覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むことが必要である。

ア 中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解するよう指導すること。

「薬物乱用防止教育の更なる充実について」（平成26年7月）

「大阪府薬物の濫用防止に関する条例」（平成24年12月）

(17) 【体力づくりの取組み】

子どもの体力・運動能力は回復傾向にあるものの依然として低水準にあり、特に運動する子としない子の二極化が顕著である。

ア 学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図るよう指導すること。

(18) 【食に関する指導の充実】

偏った栄養摂取などの食生活の乱れ等、食に関する問題の改善を図ることが必要である。

ア 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」を参考に、推進するための組織を明確にするなど校内体制を整備し、学校教育活動全体を通じて実施すること。

「たのしい食事 つながる食育」（平成28年3月）文部科学省

「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」（平成22年3月）文部科学省

「おおさか食育ハンドブック」（平成22年3月）

「食生活を考えよう 体も心も元気な毎日のために」（平成21年3月）文部科学省

(19) 【生活習慣の確立】

望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進することが必要である。

ア 学校・家庭・地域及び関係機関が連携して「3つの朝運動」（朝食・あいさつ・朝読書）を行うなど、児童・生徒の生活習慣を確立するよう指導すること。

重点5 教職員の資質向上

(20) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図るとともに、管理職の養成を進めることが必要である。

ア 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成するため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。

イ 多くの教職員が退職・採用される状況のもと、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、「OSAKA教職スタンダード」を参考にするなどして、校外研修で学んだ理論を校内で系統的・計画的に実践すること。これにより、OJTを充実させ、初任者をはじめとする教職員の資質・能力の向上を図るよう指導すること。

ウ 首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じて配置の拡充に努めるとともに、その有効活用を図ること。

エ ミドルリーダーの育成に当たっては、府教育センターにおける「10年経験者研修」や「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等を積極的に活用し、学校組織マネジメントの経験を積ませること。

「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年3月～28年3月発行予定）

「初任者等育成プログラム」（平成26年4月）

「OSAKA教職スタンダード」（平成26年4月）

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（平成20年3月）

(21) 【体罰防止の取組み】

体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、学校及び市町村教育委員会でその防止に計画的に取り組む必要がある。

ア 正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、府教育委員会が作成した資料等を活用した校外研修や校内研修を実施し、体罰を許さない指導体制を確立するよう指導すること。

イ 校内に相談窓口を設置するとともに、あわせて様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うよう指導すること。

「子どもを守る被害者救済システム」(平成27年4月改定)

「不祥事予防に向けて<改訂版>」(平成22年9月)

「体罰防止マニュアル」(平成19年11月)

(22) 【より適正な教職員評価】

教員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化を図るため、より適正な教職員評価を行う必要がある。

ア 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、授業を行う教員の評価に当たっては、校長は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果や教員の授業観察、年間を通じての職務への取組状況の把握を行うことで、より客観性を確保した評価を行い、教員に対する指導育成に努めるよう指導すること。

「教職員の評価・育成システム 手引き」(平成28年3月改定予定)

「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」
(平成28年3月改定予定)

(23) 【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、教員評価支援チームと市町村教育委員会が連携を強化し、適切に対応する必要がある。

ア 市町村教育委員会は、校長等の授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、校長に対する適切な指導・助言、校外研修の実施等、実効性のあるシステムの運用に努めること。

イ 府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

ウ 指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会に申請し、十分連携して対応すること。

エ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざして－「指導が不適切である」教員への支援及び指導の手引き－」
(平成25年3月)

重点6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(24) 【PDCAサイクルに基づく学校経営の推進】

各学校においては、校長のリーダーシップのもと、児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を行うことが重要である。

ア 学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校経営を推進するよう指導すること。

イ 保護者や地域の意見を生かした学校経営を行うために、学校協議会等を活用した学校関係者評価を推進するなど、学校運営体制の充実に努めるよう指導すること。

重点7 安全で安心な学びの場づくり

(25) 【生命尊重の取組み】

全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び幼児・児童・生徒が被害者となる事件・事故等、重篤な事象が生起していることから、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組みが重要である。

ア あらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にする心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むよう指導すること。

イ 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むよう指導すること。

(26) 【学校安全の取組み】

幼児・児童・生徒が学校園内外において不審者等から危害を受けることなく安心して生活できるよう、学校園・地域の実情や子どもの実態に応じた適切な対策を講じることが必要である。

ア 「子どもの安全見まもり隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、地域で子どもたちを守るという視点から幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うよう指導すること。

イ 登下校時の通学路については、通学路における緊急合同点検（平成24年実施）の結果を踏まえ、地元警察、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。

(27) 【児童虐待防止の取組み】

児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、問題が深刻になっていることから、その防止に向けた対策が必要である。

ア 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払い、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。

イ 早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援するよう指導すること。

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)

(28) 【防災教育の取組み】

東日本大震災の教訓を踏まえ、学校の実態に応じた、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るための取組みが必要である。

ア 火災のみならず、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図るよう指導すること。

「学校における防災教育の手引き(改訂版)」(平成26年3月)

「大阪府津波浸水想定」の設定について(平成25年8月)

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」

(平成25年3月)文部科学省

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」

(平成24年3月)文部科学省

(29) 【学校の体育活動中の事故防止の取組み】

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止に万全を期することが必要である。

ア 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図るよう指導すること。

重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

(30) 【教育コミュニティづくりの活性化】

社会総がかりでの大阪の教育力向上をめざす観点から、学校・家庭・地域の協働による教育コミュニティづくりを更に進める必要がある。

ア 「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果を踏まえ、学校支援地域本部やおおさか元気広場などの取組みの継続と充実を図り、家庭と地域が一体となって学校と協働する体制づくりを一層促進することにより、子どもたちが地域の大人との「ナナメの関係」の中で健やかに育つ教育コミュニティづくりのさらなる活性化に努めること。

(31) 【家庭教育支援の充実】

家庭教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、全ての保護者や児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。

ア 保護者のエンパワメントを図るとともに、身近な地域において家庭教育を支えるネットワークの構築を促進するため、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への支援等により、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭の教育力の向上に努めること。

(32) 【幼児教育の推進】

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

ア 幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所、認定こども園と学校との連携や、家庭、地域との協働による総合的な幼児教育の充実を図ること。

イ 幼児教育推進のための協議会等の設置により関係部局等との連携を図り、幼児教育のプログラムの策定や見直しを行うなど、地域の実情に応じた具体的な取組みを行うよう指導すること。

「子ども・子育て支援法」（平成24年8月）

「認定こども園の一部改正法」（平成24年8月）

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月）

「幼児教育推進指針」（平成22年改定）